

債務保証業務規程

（目的）

第〇条

（被保証人の資格）

第〇条

（保証の範囲）

第〇条

（保証の金額の合計額の最高限度）

第〇条

（一被保証人についての保証の金額の最高限度）

第〇条

（保証契約等の締結及び変更に関する事項）

第〇条

（保証委託料に関する事項その他被保証人の守るべき条件に関する事項）

第〇条

（保証債務の弁済に関する事項）

第〇条

（求償権の行使方法及び償却に関する事項）

第〇条

（債務保証業務の委託に関する事項）

第〇条

附則

この規程は〇年〇月〇日より施行する。